

課税標準の特例の対象となる償却資産及び必要書類一覧

令和6年12月10日作成
問合せ先 小山市役所資産税課家屋係
TEL:0285-22-9434

※必要書類は小山市に申告される方向けに提示したものであり、他自治体に申告される方は該当自治体の指示に従って頂くようお願いいたします。
※一部抜粋のため下記以外にも課税標準の特例の適用があります。詳しくは地方税法第349条の3、及び地方税法附則第15条、第16条の2、第56条、第63条、第64条をご確認ください。

条文(地方税法)	適用対象	取得時期等の制限	特例内容	適用期間	必要書類
第349条の3第2項	ガス事業用資産	平成29年4月1日以降	最初の5年 価額を1/3 その後の5年 価額を2/3	取得後10年	・ガス事業法に基づく許可証の写し
第349条の3第3項	農業協同組合等共同利用設備	なし	価額を1/2	取得後3年	・補助金申請書の写し ・補助金交付決定通知書の写し
第349条の3第27項	家庭的保育事業用設備	なし	価額を1/2（わがまち特例）	期限なし	・認定書の写し ・施設平面図の写し
第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業用設備	なし	価額を1/2（わがまち特例）	期限なし	・認定書の写し ・施設平面図の写し
第349条の3第29項	事業所内保育事業用設備	なし	価額を1/2（わがまち特例）	期限なし	・認定書の写し ・施設平面図の写し
附則第15条第2項第1号	公共の危害防止施設等 (水濁法第2条第2項又は第3項)	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を1/2（わがまち特例）	期限なし	・特定施設設置(変更)届出書の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第2項第2号	公共の危害防止施設等 (廃掃法第8条第1項) ※ごみ処理施設	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を1/2	期限なし	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第2項第3号	公共の危害防止施設等 (廃掃法第8条第1項) ※一般廃棄物最終処分場	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を2/3	期限なし	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し
附則第15条第2項第4号	公共の危害防止施設等 (廃掃法第15条第1項) ※産業廃棄物処理施設	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を1/3	期限なし	・事業許可証の写し ・施設設置許可証の写し ・処理過程(処理フロー)図の写し ・該当部図面の写し

課税標準の特例の対象となる償却資産及び必要書類一覧

令和6年12月10日作成
問合せ先 小山市役所資産税課家屋係
TEL: 0285-22-9434

※必要書類は小山市に申告される方向けに提示したものであり、他自治体に申告される方は該当自治体の指示に従って頂くようお願いいたします。

※一部抜粋のため下記以外にも課税標準の特例の適用があります。詳しくは地方税法第349条の3、及び地方税法附則第15条、第16条の2、第56条、第63条、第64条をご確認ください。

条文(地方税法)	適用対象	取得時期等の制限	特例内容	適用期間	必要書類
附則第15条第25項第1号	再生可能エネルギー発電設備 イ)太陽光(1,000kw未満) ※自家消費型のみ対象 ロ)風力(20kw以上) ハ)地熱(1,000kw未満) ニ)バイオマス(10,000kw以上20,000kw未満)	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を2/3(わがまち特例)	取得後3年	【太陽光】 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金実施計画概要の写し ・同補助金交付決定通知書の写し 【太陽光以外】 ・再生可能エネルギー発電計画認定通知書 ・電力需給契約書の写し
附則第15条第25項第2号	再生可能エネルギー発電設備 イ)太陽光(1,000kw以上) ※自家消費型のみ対象 ロ)風力(20kw未満) ハ)水力(5,000kw以上)	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を3/4(わがまち特例)	取得後3年	【太陽光】 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金実施計画概要の写し ・同補助金交付決定通知書の写し 【太陽光以外】 ・再生可能エネルギー発電計画認定通知書 ・電力需給契約書の写し
附則第15条第25項第3号	再生可能エネルギー発電設備 イ)水力(5,000kw未満) ロ)地熱(1,000kw以上) ハ)バイオマス(10,000kw未満)	令和 6年4月1日から 令和 8年3月31日まで	価額を1/2(わがまち特例)	取得後3年	・再生可能エネルギー発電計画認定通知書 ・電力需給契約書の写し
附則第15条第44項	先端設備導入計画認定設備 ・機械及び装置(160万円以上／台・基) ・工具器具及び備品(30万円以上／台・基) ・建物附属設備(60万円以上／台・基) ※中古資産を除く	【賃上げの表明がない場合】 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	【賃上げの表明がない場合】 価額を1/2	【賃上げの表明がない場合】 取得後3年	・先端設備導入計画申請書の写し ・先端設備導入計画認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し
		【賃上げの表明がある場合】 (1)令和6年3月31日までに取得した設備 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで (2)令和6年4月1日以降に取得した設備 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	【賃上げの表明がある場合】 価額を1/3	【賃上げの表明がある場合】 (1)令和6年3月31日までに取得した設備 取得後5年 (2)令和6年4月1日以降に取得した設備 取得後4年	